

税の申告が始まります！

2月16日～3月15日

今年も税の申告の季節がやって参りました。町県民税（住民税）の申告、所得税の確定申告と納税は、いずれも2月16日から3月15日までです。

この期間中、町では役場2階会議室において申告相談を開設します。土曜・日曜日はお休みとなりますが、2月21日・28日の日曜日の午前に、予約制で申告相談及び申告書の受付を行います。（3ページの日程表参照）

毎年、申告期間の終了間際になりますと窓口が大変混雑し、長時間お待ちいただくことがありますので、地区相談日を確認の上早めに申告をお願いします。

所得税の申告

◎申告が必要な人

①平成21年1月から12月までの事業・その他所得金額の合計額が、基礎控除や扶養控除などの所得控除の合計額を超えるとき。ただし、配当控除額が課税総所得金額に対する税額を超える場合を除く。

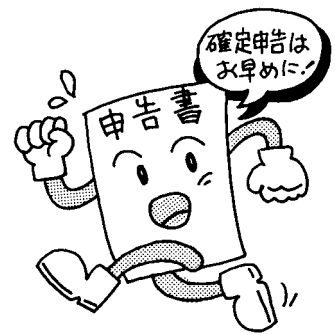
②給与所得のある人で、次

- ・のいずれかに該当する人
- ・給与の年収が2千万円を超える人
- ・給与以外の所得が20万円を超える人
- ・給与の支払いを2ヶ所以上から受けている人

◎還付申告で

税金がもどる人

給与所得のある次のような人は、確定申告をすると所得税がもどってくる場合



があります。

- ・災害にあつた人
- ・多額の医療費を支払った人
- ・マイホームをローンなどで取得した人で、一定の要件にあてはまる人

・退職し再就職をしていない人
 年の途中で退職し再就職していない場合、その年の給与については通常年末調整がされています。所得税を納めすぎている場合、確定申告をすると所得税がもどります。

◎譲渡所得がある人

平成21年中に、土地や建物などを譲り渡したり交換したりした場合は、譲渡所得の申告が必要です。

なお、譲渡所得のある方は、原則的に佐原税務署での申告となります。

◎贈与税の申告

平成21年分の贈与税申告と納税は、2月1日から3月15日までです。昨年1年間に贈与を受けた方は、贈与税の申告が必要です。

なお、贈与税の申告は、原則的に佐原税務署での申告となります。

◎青色申告で

合理化と節税を

青色申告は、経営の合理化と節税に役立ちます。平成22年分から青色申告をする方は、3月15日までに青色申告承認申請書を提出してください。

◎農業所得の申告

農業所得は、収支計算書に基づき算出することになっています。

申告には、「収支内訳書」の添付が必要ですが、内訳書の記入が不備な方は、農業取引記入帳などと内容確認のため、次の書類もご用意ください。

- 「収入に関するもの」
- ①出荷や販売した農作物、金額、取引先、取引期日などがわかるもの（預金通帳・仕切書・積算書・出荷金額証明書など）
 - ②受取共済金、補償金、雑収入などの金額
 - ③農作物の家事消費量「経費に関するもの」
 - ④小作料、作業委託料、雇人費、リースセンター使用料、土地改良費などの領収書
 - ⑤農業用機械・器具、農業用自動車等の修繕料、保険料、租税公課の領収書
- また、新規取得の場合は販売証明書又は取得日がわかる領収書

または、役場町民課税務係 ☎ 2112 まで。